

令和2年 第6回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和2年第6回東彼杵町議会臨時会は、令和2年11月27日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	森 隆志 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	滝川 千香子 君
--------	---------	-----	----------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	発委第2号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第75号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第76号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第77号 令和2年度東彼杵町一般会計補正予算（第9号）
日程第7	議案第78号 令和2年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第3号）

6 閉 会

開 会（午前 9 時 33 分）

○議長（吉永秀俊君）

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 6 回東彼杵町議会臨時会を開会します。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、5 番議員、大石俊郎君、6 番議員、尾上庄次郎君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（吉永秀俊君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 発委第 2 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

日程第 3、発委第 2 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。局長に発委を朗読させます。議会事務局長。

（局長朗読）

○議長（吉永秀俊君）

それでは次に、本案について提出者の説明を求めます。大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

それでは、提出の理由についてご説明いたします。令和 2 年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与の改定等の状況を踏まえ、本町議会議員の報酬においてもこれに準じ必要な改定を行うためであります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから提出者に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第2号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第75号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第76号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第4、議案第75号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第76号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

本日ここに、令和2年第6回東彼杵町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方にはお揃いご出席をいただきありがとうございます。

議案に入ります前に1点ご報告をさせていただきます。元年度の決算の折に指摘を受けておりました彼杵宿郷の町有地貸付料についてでございますが、期間が平成30年12月13日から令和元年5月31日までの分、面積が84.7㎡と、期間が平成30年12月13日から令和2年8月6日までの分、面積が47.0㎡でございました。賃貸借契約に定める契約期間以外の町有地貸付の件を双方合意をいたしましたので、貸付料7万8500円を納めていただきましたのでご報告いたします。よろしく申し上げます。

それでは、議案第75号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由としまして、令和2年人事院勧告、長崎県人事委員会勧告に係る国、県の職員給与の改定等の状況を踏まえ、本町においても職員給与について必要な改定を行うため本案を提出するものでござ

います。

次に、議案第 76 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これも同じく提案の理由としまして、令和 2 年人事院勧告に伴う一般職の給与改定に準じて、特別職の給与についても同様の改定を行うため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、いずれも総務課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

議案第 75 号及び議案第 76 号について補足説明させていただきます。

令和 2 年人事院勧告につきましては、特別給については民間との支給割合を調査比較し、0.05 月分支給割合を引き下げ、年間支給割合を 4.45 月とする勧告を出しております。これにより、既に県の方では条例を可決、また国の方では、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が提出され衆議院で可決している状況でございます。

地方公務員第 24 条第 4 項による職員の給与の、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業従事者の給与、その他の事情を考慮して定める均衡の原則に基づきまして、原則として国に準じる取り扱いとすることから、本条例の一部改正を行っていただくものでございます。

75 号をお開きいただきまして、条例改正第 1 条でございます。期末手当第 20 条の改正前、期末手当基礎額に 100 分の 130 とあるのを、改正後の 20 条第 2 項 100 分の 125 とし、12 月分の期末手当で 0.05 月分を令和 2 年度は減じるものでございます。

第 3 項の再任用職員については、支給率の変更はございません。

第 2 条につきましては、新旧対照表裏面ですが、令和 3 年分の期末手当について第 20 条第 2 項、改正前の 100 分の 125 を、改正後 100 分の 127.5 として 6 月、12 月の期末手当支給割合を平準化し、年間の期末手当を 0.05 月減じるものでございます。

附則でございまして、第 1 条の改正規定では公布の日から、第 2 条の改正規定につきましては令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして、第 76 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。同じく、職員の減額条例に併せまして、同じく町長、副町長、教育長の期末手当の支給月を同じく 0.05 月引き下げるものでございます。これまでの 3.4 月を 3.35 月とするものでございまして、76 号をお開きいただきたいと思いますが、改正規定の期末手当第 3 条第 2 項、改正前の給料月額に 100 分の 170.0 とあるものを、改正後給料月額に 100 分の 165.0 として年間支給割合を 0.05 月引き下げるものでございます。

第 2 条、裏面でございますが、令和 3 年度の支給割合につきまして、改正前既に 100 分の 165 となっている部分を、改正後 100 分の 167.5 と、6 月、12 月と平準化し、年間を 0.05 月減ずるものでございます。

附則につきまして、第 1 条の改正によっては公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 75 号、議案第 76 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 75 号、議案第 76 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 75 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第 76 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 76 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 77 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 6、議案第 77 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 77 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1920 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 70 億 1414 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、水道料金の基本料金減免、12 月から 2 月分を実施するためのもので

ございます。これは、前回行いましたように、財源につきましては、臨時交付金が確定いたしましたら財源更正を行わせていただきたいと思います。詳細につきましては税財政課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

先ずご説明の前に、9月議会定例会になりますけれども、補正予算第7号について、債務負担行為補正の説明内容の一部間違いがございました。訂正につきましては、お配りしております正誤表のとおりでございます。大変失礼いたしました。

それでは説明に移ります。予算書の6ページをお願いします。3番、歳出になります。

4款1項3目環境衛生費18節負担金補助及び交付金については、議案第78号にあります水道料減免にかかる財源として水道事業会計負担金1920万円を追加しております。

戻っていただいて5ページをお願いいたします。2番、歳入でございます。

20款1項1目の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源として1920万円追加いたしました。

なお、先ほど町長が申しましたとおり、今回の補正は基金繰入を行っておりますが、既に予算化しております地方創生臨時交付金対象事業の執行残から調整を行い、後の補正で改めて地方創生臨時交付金へ財源更正を行う予定でございます。

最後に、戻りまして1、2ページの第1表と3、4ページの事項別明細書は、ただいまの説明の積上げですので説明は省略させていただきます。以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号令和2年度東彼杵町一般会計補正予算（第9号）

は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 78 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 7、議案第 78 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 78 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）でございます。

収益的収入及び支出が 10 万円を追加いたしまして、全体の予算が収入におきまして 2 億 6140 万 5000 円、支出が 2 億 3949 万 8000 円でございます。

提案の理由といたしましては、全水道契約者を対象にした水道料金基本料金の減免でございますが、12 月から 2 月まで使用分の再度 3 か月間を実施するものでございます。詳細につきましては水道課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

それでは、令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明を加えさせていただきます。

最初に、14 ページをお開きください。ここで、すみません、お詫びを申し上げます。文字の訂正をお願いしたいと思っております。収益的収入及び支出の、収入と支出を掲載をしておりますけれど、上段の収入が支出となっております、これを収入に訂正をお願いしたいと思います。前回の補正でも同じ誤りをしてしまいまして、重ね重ねお詫びを申し上げます。申し訳ございません。大変お手数をおかけします。

それでは、説明を続けさせていただきます。上段の収入から説明をいたします。1 款 1 項 1 目給水収益においてですが、コロナウイルス対策として第 2 弾となります上水道の基本料金の減免、3,260 件の 3 か月分といたしまして 1910 万円を減額としております。水道使用料の減額です。

次に、1 款 2 項 2 目負担金におきまして、この減免額及び減免に伴う経費相当分を一般会計からの補填財源として一般会計繰入金 1920 万円を追加計上しております。

下段の支出についてですが、1 款 1 項 4 目総係費におきまして、水道料金減免に伴う費用といたしまして契約世帯への周知文書を印刷、配布する費用といたしまして 10 万円を追加計上いたしております。

そして、議案の 1 ページから 2 ページの実施計画書につきましては、以上説明の積み上げになりますので説明を省略させていただきます。

また、補正後の財務資料といたしまして 3 ページから 6 ページにキャッシュフロー計算書、7 ページから 8 ページに損益計算書、9 ページから 12 ページに予定貸借対照表を掲載しておりますけれども、基本的には現金の移動のみになっておりますので、単純な金額の変動でいきますと 174 万

6000 円が各財政資料において増額となっている状況となっております。説明は以上です。よろしく
お願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 78 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によ
り委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 78 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 78 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 78 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第
3 号）は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 2 年第 6 回東彼杵町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会（午前 9 時 56 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 大石 俊郎

署名議員 尾上 庄次郎